

第 4 2 8 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 5 日 (金) 午前 11 時 02 分から午前 11 時 58 分まで
- 2 場 所 九段第三合同庁舎 1 1 階 共用会議室 2 - 1、 2 - 2
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名
- 4 議事録

主任賃金指導官 報道機関の方に御連絡いたします。

ただいまより、審議開始前まで頭撮り及び撮影許可等を設けます。

審議が始まりましたら撮影及び録音はお控えいただき、係が御案内いたしますので、所定の位置にお戻りください。

都留会長 定刻になりましたので、第 428 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

初めに、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 本日は、委員定数 18 名全員が御出席ですので、現時点におきまして最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である、全委員の 3 分の 2 以上、または、各側委員の 3 分の 1 以上を充たしておりますことをご報告いたします。

都留会長 それでは、審議に入ります。

主任賃金指導官 報道機関の方に御連絡いたします。

審議が始まりますので、撮影及び録音はお控えいただきますようお願いいたします。なお、事務局から審議の途中で撮影を許可する場合があります。その際は、事務局から御連絡させていただきます。

都留会長 議事 (1) 「東京都最低賃金の改正決定について (答申) 」でございます。

東京都最低賃金の改正決定につきましては、専門部会で御審議をいただいておりますが、その結論が得られたようですので、報告を受けたいと思います。

専門部会長の村上委員から報告をお願いします。

村上委員 それでは、報告させていただきます。

事務局から報告書を読み上げてください。

主任賃金指導官 それでは、各委員に報告書をお配りいたします。

(報告書配付)

賃金課長 それでは、読み上げます。

令和4年8月4日、東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿、東京地方最低賃金審議会、東京都最低賃金専門部会、部会長村上文、東京都最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年7月5日、東京地方最低賃金審議会において付託された東京都最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充を政府に対し強く希望する。特に、東京においては、労働生産性の高い企業の更なる向上への支援策となるよう、好事例の収集・周知に努めることを政府に対し要望する。

また、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を政府に対し強く要望する。特に、東京においては、好事例の公表や実態把握の調査を実施し公表することを政府に対して要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙としまして、東京都最低賃金、1 適用する地域、東京都の区域、2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者、4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間 1,072 円、5 この最低賃金において賃金に参入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、6 効力発生の日、令和 4 年 10 月 1 日。

別添としまして、令和 4 年度東京地方最低賃金審議会東京都最低賃金専門部会委員名簿、令和 4 年 7 月 28 日任命を添付しております。

以上です。

村上委員 東京都最低賃金専門部会報告の結論に至る経過につきまして、私からご説明をさせていただきます。

本年度の東京都最低賃金につきましては、令和 4 年 7 月 5 日に改正の諮問を受け、5 回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

この間、令和 4 年 8 月 2 日には、中央最低賃金審議会から本年度の地域別最低賃金改定の目安が答申され、東京都について、目安 31 円が示されたところです。

本年度の審議において、労働者代表委員からは、

中賃において、目安の根拠に関する議論を例年以上に行っている。目安を十分に尊重して議論したい。

最低賃金額は、東京で時間額 1,500 円以上、全国平均 1,000 円以上であるべきである。東京は全国平均 1,000 円以上の牽引役としての役割を担うべきである。

10 月 1 日の発効日に拘って審議したい。

連合が出しているリビングウェイジを踏まえ、東京において生活できる賃金をどのように確保するかを議論することが重要である。

中小企業の製造業で組織している労働組合では、今年の春季生活闘争において、1999 年以降、過去最高の賃上げを獲得している。企業規模の小さい会社においても、経営努力により賃上げを実現しているのが実態である。物価上昇は、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率の推移によれば、A ランクで令和 4 年 4 月 3.0%、5 月 2.9%、6

月2.7%であり、この物価上昇は肌身で感じている。

等の主張がなされ、一方、使用者代表委員からは、

目安額は予想を上回る金額であった。

中賃で出される目安に地賃は拘束されないので、地方は地方の実態を踏まえて議論すべきである。これは発効日についても同様である。

最低賃金法はいわゆる三要素を総合的に勘案して定めることとされている。いわゆる三要素をしっかりと考慮し、各種指標、データ等の根拠により、納得感を得られるよう審議したい。特に、第4表を重視して審議すべきと考えている。

中賃では、生計費に比べて、賃金支払能力が軽視されているのではないかと。東京においては、賃金支払能力の重要性を主張したい。

最低賃金を上げたとしても、いわゆる103万円や130万円の壁などにより就業調整を行っている者も多く見受けられる。最低賃金を引き上げるだけでなく、社会保障の問題、就業調整の問題など、総合的に勘案して検討すべきと考える。

等の主張がなされました。

これらの主張を受け、公益委員としては、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してまいりましたが、残念ながら意見の一致を見るには至りませんでした。

そこで、公益委員としては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配付資料、専門部会の審議における労使各側からの主張、事務局から提供のあった東京における最低賃金に関する基礎調査結果・労働経済指標・生活関連指標等様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条に基づく意見聴取手続に則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮して、東京という地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、真摯に検討を行いました。

その結果、中賃答申においては、「今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当」とされたところですが、東京における引上げ額の目安は31円であり、引上げ率は2.98%と0.32ポイント下回っており、全国47都道府県の中で最も低い割合であ

ること。

東京における企業の支払能力を勘案する必要があること。

地域別最低賃金の地域間格差へ配慮する必要があること。

との認識に至りました。

このような認識の下、中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参考にしつつ、労使各側の主張を総合的に勘案した上で、現行の東京都最低賃金1,041円について、31円引上げ(2.98%)時間額1,072円とすると決定するのが適当であるとの公益案を提示し、多数決の結果、部会報告書のとおり結論に至りました。

以上です。

都留会長

只今、村上委員からの報告にありましたように、専門部会での結論が全会一致とはなりませんでした。最低賃金審議会令第6条第5項が適用できませんので、この本審において改めて審議することとなります。

それでは、各側から御意見がございますでしょうか。

まず、労働側から伺います。

田代委員

村上委員から詳細なる御報告いただきました。私も専門部会の一員として審議に参加させてもらいました。私ども労働側としましては、やはり、賃金の上昇、物価の上昇は、生活者、労働者に対してかなりの影響を与えているということを申し上げてまいりました。また、使側の方々から、使側の立場の意見もいろいろいただきました。私どもとしては、今、御説明いただきました総合的に勘案されたという公益見解、その経過、従来から中賃の目安を尊重しますと申し上げておりましたので、公益見解を評価して、受け入れて、採決に臨んでいただけたらと思います。

以上です。

都留会長

他の労働側の委員、御意見はございますか。

よろしいですか。

それでは、使側の委員に御意見を伺います。

海老澤委員

ありがとうございます。

取りまとめに際しましては、公益委員の先生方、それから労働側委員の方々、事務局の方々にもいろいろ御協力いただきまして、この場をもってお礼を

述べたいと思います。

今年の最低賃金につきましては、31円という今までにない引上げ額ということで、使用者側として非常に驚いたところでございますし、先ほど村上委員からもお話ししていただいたように、最低賃金の引上げだけではもはや、解決できないような状況になっていると思います。税制であるとか、社会保険、そういったことも考慮しないと、もはや、ちょっと最低賃金の引上げというだけでこの物価の上昇を全て吸収するというのは、少し違うのではないかなというような感想を持っております。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。

他の使側の委員、御意見がございませうか。

清田委員

ありがとうございます。1点質問というか、お願いがございませう。

昨日、専門部会におきまして、いわゆる3要素に基づき、公益委員の先生方が示していただいた見解、3要素に基づいてこの31円に至るに当たった結論といったそのプロセスのところを御説明ないしは、ペーパー等でお配りいただくことは可能でしょうか。

賃金課長

専門部会で示されました公益見解の根拠につきましては、事務局のほうから読み上げさせていただきたいと思いますが、いかがでございませうか。

都留会長

結構です。

賃金課長

それでは、私のほうから読み上げさせていただきます。

公益案を取りまとめるに当たり、目安額を十分に参考にしつつ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配布資料、専門部会の審議における労使各側からの主張及び提出資料、事務局から提供あった東京における最低賃金に関する基礎調査結果・東京と全国を比較した労働経済指標及び生活関連指標等様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条に基づく意見聴取手続に則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮して、東京という地域の経済・雇用の実態を見極めつつ検討を行った。

1、東京における労働者の賃金

(1) 東京における春季賃上妥結状況及びAランクの賃金改定状況調査結果第4表の数値を見ると、いずれもここ10数年来では過去最高の上げが実施されていること。ただし、この結果には今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があること。

(2) 令和3年における名目賃金(現金給与総額)、実質賃金指数とも、上昇率(前年比)において、東京は、全国を大きく上回っており、東京における賃金引上げ水準は全国的に見ても高い水準にあること。

2、東京における労働者の生計費

東京都区部における消費者物価指数(持家帰属家賃を除く総合)において、本年4月以降、前年同期と比較して大幅な上昇が認められ、令和4年6月において2.8%であったこと。

特に、東京都区部においては、「食料」3.9%・「光熱・水道」17.5%・「エネルギー(電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン)」21.7%と必需品的な支出項目を中心に大きく上昇しており、それらの指標上昇率は全国の値を上回っていること。

3、東京における企業の支払い能力

(1) 東京における雇用情勢は全国的に見て低位であり、東京都の中小企業における業況DI・業況見通しDIとも依然としてマイナスである。また、東京都分の法人企業景気予測調査における企業収益・設備投資のBSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)については、直近の令和4年4～6月期の調査結果(全規模・全業種)では、経常利益について減益見込みとなっている。東京における企業の経営状況は依然として厳しい。

(2) しかし、東京における有効求人倍率(就業地別・季節調整値)は、直近の令和4年5月及び同年6月においては1.00倍まで回復しており、上昇率(前年同期比)においても東京は全国を上回っていること。東京都の中小企業における業況DI・業況見通しDIとも回復基調にあり改善傾向であること。東京都分の法人企業景気予測調査における企業収益・設備投資のBSIについても、売上高及び設備投資については、増収見込み・増加見込みが継続していること。

(3) もっとも依然として厳しい経営環境については予断を許さない状

況であり、企業物価指数は令和4年6月9.2%に達していること。これらを踏まえると生産性の向上及び価格転嫁の適正化による、中小企業・小規模事業者の賃上げ原資を増大させていくことが不可欠の課題である。

については、生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を政府に対して強く要望する必要があること。特に、東京においては、労働生産性の高い企業の更なる向上への支援策となるよう、好事例の収集・周知に努めることを政府に対して要望する必要があること。

また、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を政府に対して強く要望する必要があること。特に、東京においては、好事例の公表や実態把握の調査を実施し公表することを政府に対して要望する必要があること。

4、東京における引上げ額について

中賃答申において、「今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当」とされたところだが、東京における引上げ額の目安は31円であり、引上げ率は2.98%と0.32ポイント下回っており、全国47都道府県の中で最も低い割合であること。

東京における企業の支払能力を勘案する必要があること。

地域別最低賃金の地域間格差へ配慮をする必要があること。

等を勘案した上で、公益としては31円、率にして2.98%の引上げとするのが妥当であると考えます。

以上です。

都留会長

以上が、中賃と同じ部分と、東京独自の部分が説明としてあるということだと思えます。

清田委員

ありがとうございます。

専門部会におきまして、協議した結果、プロセスにつきまして、専門部会の中でも意見が割れたところがございますので、こうした根拠、経緯をぜひ、皆様にもお聞きいただいた上でこの後の採決に臨んでいただきたいと思っていたところがございます。

現時点で、こうしたペーパーがないのであれば、今後のお願いということにはなりませんけれども、こうしたものも本審での参考資料として御提示いただいたほうが適切かと思っております。その上で、現在、示されました見解につきまして、意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

改めまして、専門部会を含めまして、公労使、三者構成の審議会におきまして、真摯に議論をいただきました公益委員の皆様、それから、労側の皆様、各種資料を御提供いただきました事務局の皆様にこの場を借りてお礼を申し上げます。コロナ禍からの回復が見え始めた中で、再び足下では、急激な感染拡大、加えて、原材料、エネルギーなどの物価の高騰もありまして、今年度の審議は、先行きの見通しがつきづらい局面での審議であったと認識をしております。私は、公労使、三者構成のこの審議会において、何より最低賃金法第9条に定められている3要素である生計費、賃金、賃金支払能力に基づいて明確な根拠、データによる納得感ある決定に努めるべく議論をしたいと主張してまいりました。加えて、中央最低賃金審議会の公益見解にも示されたとおり、中央最低賃金審議会としての自主性を発揮し、東京都の特性を踏まえた議論を行うべきことを意見させていただいてございました。公益委員見解を示すに当たって、こうした点を考慮いただき、決定いただいたことにつきまして、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

ただし、今回、示された見解におきましては、いわゆる、物価の必需品的な支出項目の上昇率に強く焦点を当てて決定をされ、結果として、中央最低賃金審議会で示されました目安額である31円に沿う引上げがなされたということについては、私としては受け入れられる結果ではございません。示していただいた3要素につきまして、賃金に関しましては、東京が属するAランクでは1.4%、加えて、東京都の春闘も2%をやや超えた数値、令

和3年度の名目賃金上昇率を東京都と全国で比較をしていただきましたけれども、いずれも0.9%、1.2%の程度の水準であったということ。物価につきましても、生計費を判断するに相当だろうと思われる持家の帰属家賃を除く総合の物価指数は、東京都区部で2.8%であったこと。そして、何より、賃金支払能力につきましても、東京都の企業の業況DIもマイナス、加えて、本年度の経常利益についても減益が予想されているなど、昨年と比較しても悪化が見込まれているという状況。こうした状況と3要素を並べてみたときに、31円を1,041円で割り戻した2.98%というのは、あまりにも高い水準であると受け止めてございます。

特に、企業物価指数9.2%というのは、消費者物価を大きく超えている水準でございます。価格転嫁が進んでいないということも想定される中で、企業の賃金支払能力が極めて厳しい状況でございます。使用者委員としては、企業数の最も多い東京都こそ企業のいわゆる、賃金支払能力を重視した審議を行っていただきたいということを主張してまいりましたけれども、十分に反映した結果であると言いがたく残念に思っております。特に、飲食、宿泊業など、コロナ禍からの回復に懸命に取り組む経営者にとって極めて厳しい結果であると受け止めてございます。総じて、労働分配率というのは、約8割と高い水準に中小企業はございます。賃上げ原資の確保に向けては、政府に対する要望としていただいたとおり、適正な価格転嫁と生産性向上が必要となると思います。

昨年度も取り組んでいただいたものの、業務改善助成金で支援された件数というのは、東京都では約二百件強という水準にとどまっているということからも、より一層の実効性のある支援をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

都留会長

ありがとうございました。

他の使側の委員、御意見はございますか。よろしいですか。

労使双方から御意見をいただきました。意見の隔たりはありますが、一致することは難しいと判断し、専門部会において慎重に審議いただいた結果ですので、専門部会報告にありますとおり、東京都最低賃金については、時間額1,072円、額にして31円、率にして2.98%の引上げ、発効予定日、法

定どおりとすることについて、採決を行いたいと思います。

賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賃金課長 会長を除く出席委員17名中14名が賛成であったことを確認しました。
都留会長 賛成多数と認めます。
よって本案は、専門部会報告どおり可決されました。
只今の結果に基づきまして、東京労働局長あて答申したいと思います。
答申については、これから答申文(案)を作成いたします。
5分間、休憩といたします。

(休憩)

(答申文(案)作成)

都留会長 それでは再開します。
事務局から答申文(案)を配布し、読み上げてください。

(答申文(案)配付)

田代委員 先ほど採決前に、意見を述べさせていただきました。その際に、お礼などを含む言葉が言えなかったのが、少しお時間いただいてもよろしいでしょうか。

都留会長 今ですか。

田代委員 今でも後でも。

都留会長 今、答申文(案)の確認を。

賃金課長 今で良いと思います。

都留会長 では、どうぞ御発言ください。

田代委員 すみません、お忙しいところ申し訳ありません。今、採決が終わりまし

た。昨年、東京オリンピック開会式前に結審ということで、他県よりも早く例年より2週間早い、短期間での審議だったと思います。今年は、中賃で従来になく長い時間をかけて目安の審議をされました。予定より1週間遅れです。本来であれば先週の火曜日、それが今週の火曜日に中賃の目安が出されて、また、今年も短期間での審議となりました。この短期間の中で、使側の委員とも集中した深い審議ができました。そういった中で、本日、結審を迎えられ、私どもが従来から申し上げていました10月1日発効が実現できるということは、公益側の委員、取り分け専門部会での村上部会長、岩本部会長代理、権丈委員が、私たちに対して耳を傾けていただけたこと、リーダーシップを発揮していただいたおかげだと非常に感謝をしております。また、様々な調整をしていただきました労働局、事務局の方々にも本当に感謝をしております。

コロナが上陸して約2年半、業種によっては厳しい状況が続いているということは十分認識しております。働く者、家族が安心安全に働ける、また、生活できる環境整備を、私どもは常に訴えてまいりました。しかし、その基本は、働く者、労働者が帰属している企業の存続、発展なくしては、その働く者、家族の幸せはないと私どもも思っております。こういった思いは、経営者側の方々と一緒に思っております。今回の31円と引上げ、1,072円、全国でこの結果は私たちが求めている誰もが時給1,000円の水準、その通過点として全国平均1,000円の到達に向けて首都東京として牽引役の役割の一端は、担えたのではないかと。また、東京においても1,500円、時給1,500円をというふうに訴えてまいりました。そこへの一歩進んだのではないかと思っております。

最後になりますが、審議の前に意見書なども頂きました。今日も傍聴されている方もいます。労働団体、または、個人からも意見書をいただきました。そういった方々の働く者の代表として今回の審議に参画できたこと誇りに思い、また、感謝もしております。今後も働く者、家族が安心安全に働ける生活ができるように、このまま主張して取り組んでいきたいと思っております。使側の委員とも思いは一緒だと思っておりますので、一緒に活動していきたいと思っております。

都留会長
賃金課長

以上です。お時間いただきました。申し訳ありませんでした。

ありがとうございます。

それでは、答申文（案）を読み上げます。

令和4年8月5日、東京労働局長、辻田博殿、東京地方最低賃金審議会、
会長都留康、東京都最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和4年7月5日付け東労発基0705第1号をもって貴
職から諮問のあった標記のことについて、現下の最低賃金を取り巻く状況
を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したの
で答申する。

なお、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助
成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最
も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給さ
れる業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとす
るなどのより一層の実効性ある支援の拡充を政府に対し強く希望する。特
に、東京においては、労働生産性の高い企業の更なる向上への支援策とな
るよう、好事例の収集・周知に努めることを政府に対して要望する。

また、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創
造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正
化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事
業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコ
ストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を政府に対し強く要望する。
特に、東京においては、好事例の公表や実態把握の調査を実施し公表す
ることを政府に対して要望する。

別紙としまして、東京都最低賃金、1適用する地域、東京都の区域、2
適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3適用する労働者、
前号の使用者に使用される労働者、4前号の労働者に係る最低賃金額、1
時間1,072円、5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆
勤手当、通勤手当及び家族手当、6効力発生の日、法定どおり。

以上です。

都留会長

この答申文（案）でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

(答申文作成)

主任賃金指導官 報道機関の方に御連絡いたします。
これ以降、事務局が指示するまでの間、撮影を許可します。

(答申文手交)

主任賃金指導官 報道機関の方にご連絡いたします。これ以降、撮影はお控えください。

労働局長 それでは、御挨拶申し上げます。

ただ今、会長から、令和4年度の東京都最低賃金の改正につきまして答申をいただきました。先ほどお話がございましたように、中央審議会の目安のスケジュールが非常に後ろ倒しになったというようなこともあって、短期間で集中した御審議をお願いしたとこういうことでございます。この間、労使各委員、それぞれのお立場から真摯な御議論をされたということでも先ほども紹介をされておりました。そういった中で、三者構成の審議会という中で、それぞれが御判断をいただき、本日、答申をまとめていただきましたことに感謝を申し上げます。

また、村上委員をはじめ、公益委員の先生方には、労使の様々な意見の隔たりを埋めるべくぎりぎりまで調整をしていただいたということで、改めて感謝を申し上げたいと思っております。東京労働局におきましては、本日いただきました答申を踏まえて、10月1日発効に向けて各種手続を進めていきたいと考えております。

なお、答申にございました中小企業、小規模事業者の賃上げしやすい環境をつくるべく、生産性向上支援、また、下請取引の適正化、そういった

ものにつきまして各種支援策の利活用を含めて早急に取り組んでいきたいと思っております。皆様方におかれましては、引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営に御協力賜りますことをお願い申し上げて御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

都留会長 それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。
賃金課長

東京都最低賃金の改正決定について、審議会から答申がございましたので、本日、令和4年8月5日金曜日、答申の要旨について公示を行います。

公示の期間は、公示の翌日から起算して15日目が8月20日土曜日であり、休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」に基づき、休日の翌日をもって期限とみなすため、令和4年8月22日月曜日までとなります。異議申出がなかった場合には、公示期間終了後、東京労働局長が最低賃金の決定を行います。

一方、異議申出がなされた場合は、異議申出について審議をするための本審を開催させていただくこととなります。順調に手続が進行した場合、効力発生日は、法定どおり、令和4年10月1日となります。

以上です。

都留会長 続きまして、議事(2)「その他」に入ります。
ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

都留会長 特になければ、審議終了といたします。
本日の議事録は、審議会運営規定第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は澤登委員、使側委員は大辻委員に確認をお願いいたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長 次回の開催日程については、後日、事務局より御連絡をさせていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

以上です。

都留会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。
本日はお疲れさまでした。